

系統用蓄電池の設置における開発許可等の参考フロー

◆電気事業法に規定するどの事業か

・一般送配電事業
・送電事業
・配電事業
・特定送配電事業
・発電事業

・小売電気事業
・特定卸供給事業
・その他電気事業に該当しない事業

◆建築基準法上規定される建築物か

建築物 該当しない

建築物 該当しない

◆開発許可等

許可不要
(適用除外)

許可不要

許可要
(建築物)

◆危険物を含有する特定工作物か（数量関係なく）

含有する

含有しない

許可要
(第一種特定工作物)

許可不要

<特記>

- ①市街化調整区域で開発許可を要する系統用蓄電池については、原則設置できません。
- ②適用除外、その他取扱いについて不明な点があれば草津市開発調整課までお問合せください。
- ③電気事業法、建築基準法等の関係規定における詳細な内容については事業者の責任のもとご確認ください。